

# 山王小学校

## いじめ防止基本方針



令和 7 年度

(令和 7 年 7 月 1 日改訂)

佐倉市立山王小学校

## 1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要です。

いじめから一人でも多くの子供を救うためには、子供を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持つことが大切です。それぞれの役割と責任を自覚し、心豊かで安全・安心な社会をつくるために、学校を含めた社会全体が課題意識を持って、いじめに対峙することも大切になります。

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならなりません。

山王小学校では、いじめ防止対策推進法を遵守し、学校、保護者、地域が一体となって、連携を取り合い「いじめ」のない学校づくりに邁進する所存です。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法（第二条）より）

- |                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>①行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること</li><li>②A と B の間に一定の人的関係が存在すること</li><li>③A が B に対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと</li><li>④当該行為の対象となった B が心身の苦痛を感じていること</li></ul> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 3 いじめの態様

いじめは「暴力を伴ういじめ」と「暴力を伴わないいじめ」に分けて考えることが、いじめの解決には有効であるといわれています。

「暴力を伴ういじめ」は「目に見えやすい」ものが多く、学校が把握していながら毅然とした対応がなされなかった、適切な対策がなされなかったことが問題になります。

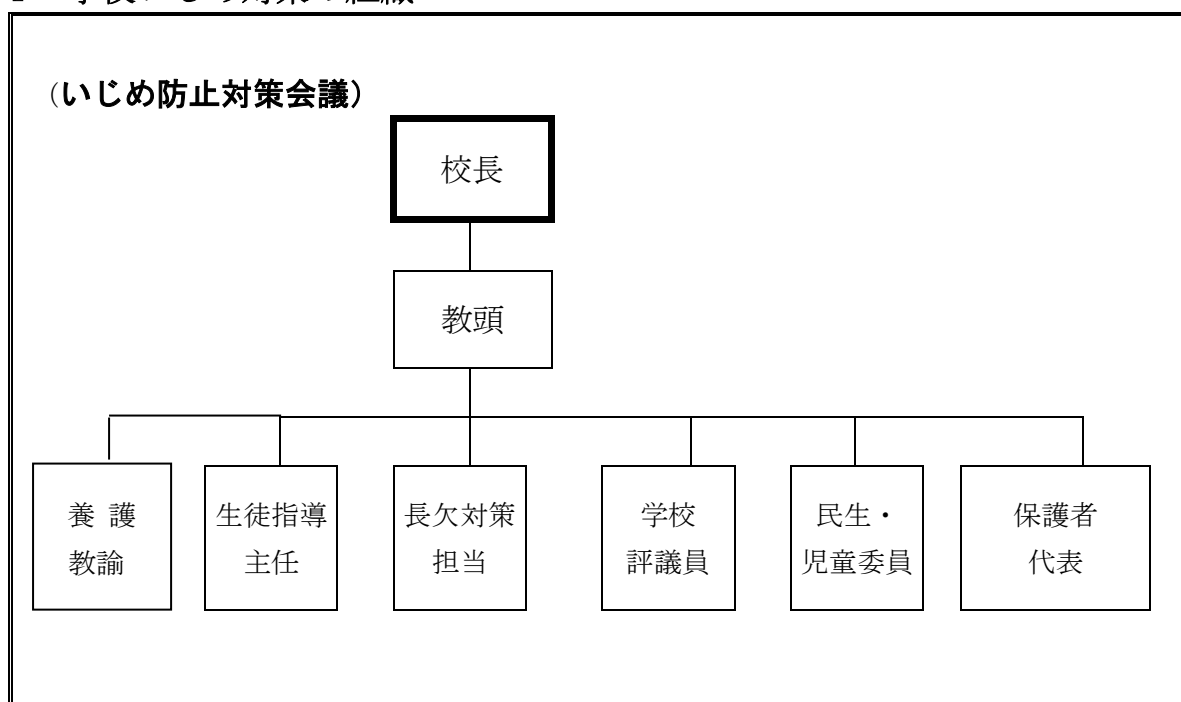
「暴力を伴わないいじめ」は「目に見えにくい」ため見過ごされやすくなる場合があります。よくあるトラブルがこじれて、深刻ないじめに発展する場合や最初に被害を受

けた児童生徒がやり返したりする場合があります。見えにくい上に、その場だけで、その事象のみを指導しても解決しないことが多くあります。

具体的には以下のようなことがあげられます。

- ・ **無視や仲間外れ**のような、**心理的なもの**。
- ・ **暴力**（強く殴る、蹴る行為はもちろん、ふざけるふりをして軽く叩いたり、こづいたりする行為を含む。）
- ・ **悪口**（からかい、冷やかし、脅しなど、いやなことを言われるもの。）
- ・ **強要**（危険なことや、恥ずかしいことなどを、無理にさせられるもの。）
- ・ **金品の要求等**（お金や物を取られる、あるいは隠される、壊される行為。）
- ・ **ネット・ゲームによるいじめ**（携帯電話・スマートフォン、パソコン等によるSNS、メールなどを使い、悪口を書かれたり、画像や個人情報を無断で掲載されたりするもの。）

#### 4 学校いじめ対策の組織



##### (1) いじめ防止対策会議

###### ○メンバー

校長、教頭、生徒指導主任、長欠対策担当、養護教諭、学校評議員、民生・児童委員、保護者代表(PTA 会長他)

- ・ 年2回開催（6月・2月）
- ・ 「山王小学校いじめ防止基本方針」策定の中心組織。

- ・具体的な年間計画等の作成、見直し
- ・いじめの相談、通報窓口
- ・学校のいじめ防止等の取り組みが計画的に進んでいるかのチェック

## (2) 生徒指導会議

### (A) 生徒指導委員会

○メンバー（校長、教頭、生徒指導主任、特別支援コーディネーター、各ブロック生徒指導担当 養護教諭）

- ・月1回、原則第4木曜日に開催する。

#### 【委員会のねらい】

- ① 8学級の集団の様子を理解すること
- ② 個々に発生した問題の掌握・改善案の検討をすること
- ③ 学校全体で取り組んでいる積極的な生徒指導の月目標のPDCAを行うこと
- ④ 学校組織として、生徒指導の指針を明確に提示していくこと
- ⑤ 会議のまとめを主任が行い、共通理解を深め、指導の拠り所とすること
- ⑥ いじめ相談窓口としての役割をもつこと

### (B) いじめ情報交換

○メンバー 全ての職員

- ・週1回、原則月曜日に実施する。
- ・いじめを中心とした全職員による情報の収集と共有化及び記録

### (C) 生徒指導・特別支援教育情報交換会

○メンバー 全ての職員

- ・月1回 職員会議内で実施
- ・担任が生徒指導全般及び特別支援、長欠等に関わる情報を収集・記録したものを基に全職員で共通理解する。

## (3) いじめに関わる情報があつたときの緊急会議

○メンバー 校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭、該当児童の担任、その他のキーパーソン

- ・いじめ情報があつた場合に招集する。
- ・情報の収集と記録
- ・具体的な対応策と情報の共有

## 5 いじめを起こさせないための未然防止策

いじめの未然防止で一番重要なことは、きめ細かな指導と支援です。学校職員が一丸となって、すべての子どもたちの長所を発見しながら、**自己存在感**が発揮できる教育活

動を実践していきます。特に、主に集団の場面で必要な指導や助言を行うガイダンスと個々の児童の多様な実態を踏まえて、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方により、児童の発達を支援します。

また、児童生徒に対する**教師の受容的、共感的な態度**により、子ども一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う関係づくりを行います。

教師の姿勢としては、差別的な発言や児童生徒を傷つける発言、体罰がいじめを助長することにもつながることについての認識を持ち、**温かい人間関係づくり**に心がけていきます。

### (1) 授業について

- ・それぞれの授業に於いて、「**生徒指導の4機能**」を生かした「**わかる授業**」の実践を目指します。

- |                                                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 自己存在感の感受</li><li>② 自己決定の場の提供</li><li>③ 共感的な人間関係の育成</li><li>④ 安全・安心な風土の醸成</li></ul> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### (2) 道徳教育の充実

○いじめを題材として取り上げることが指導計画に位置づけ、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、**人権意識の高揚**を図ります。

○思いやりや生命、人権を大切にする指導の充実に努めます。

- ・教育活動全体で「いのちを大切にするキャンペーン」に取り組み、道徳の時間において、道徳的な判断力・心情・実践意欲と態度を養います。
- ・道徳の時間において「いじめゼロ宣言」を資料として活用したり、学級活動他において「豊かな人間関係づくり実践プログラム」に取り組んだりします。

#### (重点目標)

- ・低学年：友達と仲よくし、助け合うこと
- ・中学年：友達と互いに理解し、信頼し助け合うこと
- ・高学年：友達と互いに信頼し、学び合って友情を深め、異性についても理解しながら、人間関係を築いていくこと

### (3) 体験学習の充実

○達成感や感動、人間関係を深められる体験活動を企画し、実施します。

#### (主な特色ある体験活動)

- ・全校縦割り活動（全校遠足・全校遊び・縦割り清掃）…1年生から6年生まで一緒に活動することで、互いに思いやる豊かな人間関係をつくれます。

- ・ 山王っ子フェスティバル…気持ちを合わせて、一つのものをつくり出す中で、児童に達成感を得られるようにします。
- ・ 運動会…運動会での競技や演技、及び係活動を通して、児童に達成感を得られるようにします。
- ・ 陸上部や合唱部の課外活動（競技会や発表会への参加）…児童に運動や音楽に親しむ機会を与え、その楽しさや喜びを味わわせるとともに、競技会や発表会への参加を通して、達成感や山王小学校への所属意識が深まるようにします。

#### （４）相談体制の整備

○教育相談により、生徒の悩みや変化に、早く気づく体制を整えます。

- ・ 教育相談月間を、年間２回行います。（６月・１１月）
- ・ 担任が児童生徒と個別に面談し、学校や家庭での生活の様子や悩みを聞きます。
- ・ 教育相談以外でも児童生徒が希望したときには、いつでも面談ができる体制を整えます。（相談箱の設置・児童生徒や保護者へ相談窓口の周知）

#### （５）定期的なアンケートの実施

○いじめを含む「相談アンケート」に学校全体で取り組みます。

- ・ 相談アンケートを原則として、毎月行います。（学校生活アンケートのある月は除く）
- ・ アンケートの結果、判明したいじめやそれに繋がる不安定要素を解決するために全職員で対応します。

#### （６）児童会を中心とした取り組み

○児童会活動により、いじめ防止を訴え解決を図れるような活動に主体的に取り組めます。

- ・ 全校児童で「いのちを大切にするキャンペーン」に取り組めます。
- ・ 学校全体で人権週間に取り組み、いじめ防止に努めます。  
（全校集会での佐倉市いじめ防止子供サミットの報告、人権標語の発表等）

#### （７）携帯電話（スマートフォン）や SNS・ゲームを通じて行われるいじめに対する対策

○情報機器の持つ危険性や、その使われ方を指導することにより、問題発生の防止に努めます。

- ・ 保護者と互いに連携しながら指導にあたります。
- ・ 情報モラル教室の実施を行います。

- ・ 総合的な学習の時間や特別活動で情報教育を行います。
- ・ 悪質な内容を含む場合は、警察に相談します。

## **(8) 保護者への啓発活動**

○年度当初より、いじめ問題に対する学校の認識や対応方針を周知し、協力と情報提供の依頼を行います。

学校便りや学年便り、ホームページを通しての啓発活動を行います。

(いじめ防止基本方針の周知を含む)

- ・ 保護者会や教育ミニ集会等を通しての啓発活動を行います。
- ・ 家庭教育学級を通しての啓発活動を行います。

## **(9) 感染症に関する差別対策**

○感染症の差別偏見は、決して許されません。

言葉掛けや同じ目線に立って見守ってあげられるようにする指導を行います。

- ・ 朝や帰りの会・学級活動などにおいて、日頃から話をし、身近なことに感じさせます。
- ・ 感染症になった人・関わる人とどのように接するべきなのか考え、温かい気持ちで見守ってあげられる気持ちをもてるようにします。
- ・ 学校だよりやホームページなどを通して啓発活動を行います。
- ・ 体調が優れなかったり様子がおかしかったりする児童は、他の児童の目に触れないよう配慮をします。(プライバシーをしっかりと守る)

## **(10) 性の多様性に関する差別対策**

○児童が「自認する性別」を尊重するための取り組みを行います。

- ・ 教職員が「性の多様性」に対する理解を深め、正しい知識を基にした、児童の自己肯定感を高めるような言葉がけや態度で接します。
- ・ 違いを認め合い、一人ひとりを大切にする学級づくりを行います。
- ・ 「保健室」や「図書室」で関連する書籍の閲覧・貸し出しや関連ポスターの掲示等、性的マイノリティとされる児童の安心感や自己肯定感の高まるような環境づくりを進めます。

## **6 いじめを発見したときの早期対応策**

いじめ問題解消のためには、いじめを早期に発見することも重要となります。全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付くことが、早期発見につながります。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるこ

とが多くあります。ささいな兆候であっても、早い段階からの確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知することが必要です。

いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、「**いじめに関わる情報があつたときの緊急会議**」を開き、組織的に対応していきます。

## **（１）事実の確認**

### **○いじめの情報に敏感に対応します。**

- ・ 日頃から、児童生徒の行動を注意深く見守ります。
- ・ 日記等から気になることを発見します。
- ・ 児童や保護者からの情報を大切にします。
- ・ 他の教職員からの情報を共有しあいます。

### **○事実の確認を正確に行います。**

- ・ いじめの情報を確認したら、生徒指導主任を中心に、複数の職員で組織的に対応します。
- ・ 当該児童、関わりのある児童、全ての教職員から情報提供を得て、事実関係を把握します。
- ・ 具体的な情報を、詳しく整理して記録します（時系列、児童別等）。
- ・ 確認したことをもとに、事実を確定します。

### **○指導方針を決定します。**

- ・ いじめの状況、児童生徒の状況と関係、家庭の状況等を考慮し、「**いじめに関わる情報があつたときの緊急会議**」で指導方針を迅速に検討します。
- ・ 教職員が情報を共有し、今後の指導の進め方について共通の認識をもって指導にあたります。

## **（２）いじめを受けた児童生徒、保護者への支援**

### **・ 事実関係を確実に伝えます。**

- ・ 事実確認で把握した状況を、丁寧に説明します。
- ・ 学校の指導方針（過程）を説明し協力を依頼します。
- ・ 状況に応じて、カウンセラーなど、専門性を活用して指導にあたります。

### **○いかなる理由があつても、いじめられた子どもを守り通す姿勢で問題の解決にあたります。**

- ・ 「**いじめを絶対に許さない**」「解決まで最善を尽くす」という姿勢をはっきり



示し、できる限り不安を除去します。

- ・複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保します。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくります。
- ・必要に応じていじめた児童生徒を別室において指導することも考慮します。
- ・いつでも相談できる体制を作ります。

### **（３）いじめを行った児童生徒への指導**

**○行った行為については、毅然とした指導をします。**

- ・行った行為を振り返らせ、いじめの問題点を理解させます。
- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。
- ・児童生徒間、保護者間で謝罪の場をもち、相互に気持ちを伝え、理解し、今後の良い人間関係の構築につながる支援をします。
- ・自分を省みなかったり、繰り返し行ったりする場合などは、出席停止や警察・児童相談所との連携による措置も含め、毅然とした対応をします。

**○いじめを行った背景については、じっくりと話を聞き、今後の行動について考えさせます。**

- ・状況に応じて、カウンセラーなど、専門性を活用して指導にあたります。
- ・被害児童生徒の辛さに気づかせ、自分が加害者であることの自覚を持たせます。
- ・被害者の気持ちを最大限に考慮しながら、指導・支援を進めます。
- ・いじめに至った心情や、グループ内での立場などを振り返らせながら、今後の行動の仕方について考えさせます。

### **（４）いじめを行った保護者への助言**

**○問題解決に向けて、協力をお願いします。**

- ・事実関係の確認後、迅速に保護者に連絡します。
- ・加害者と同席で、事実関係の確認を行います。
- ・事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を行います。

**○よい面を伸ばし、自己肯定感がもてるように支援していきます。**

- ・いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮します。

- ・自分の課題とすべき点について反省するとともに、よい点にも目を向けさせ、それを認め、伸ばすための支援を行います。

#### ○自分の問題に向き合えない場合には、毅然とした態度で接します。

- ・必要に応じて、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察児童相談所との連携による措置も含め、毅然とした対応することを伝えます。

### (5) 継続的な見守り、指導、助言活動

#### ○表面的な変化から解決したと決めつけず、支援を継続します。

- ・保護者と継続的に連絡を取り合い、変容に対する情報を伝え、継続的に支援します。(被害者、加害者とも)
- ・両児童生徒には、教員が毎日声をかけて、小さな変化を見逃さない配慮を継続します。

### (6) いじめが犯罪行為に当たる場合の対応

#### ○躊躇せず、関係機関に相談し、連携のもと指導にあたります

- ・児童の生命・身体の安全が現に脅かされているような重大事案及びこれに発展するおそれが高いと判断した場合は、直ちに警察・児童相談所に通報します。
- ・保護者との連携を図りながら、指導を行っているにもかかわらず、いじめが止まらない場合は、その状況に応じて関係機関に連絡します。

## 7 いじめ重大事態となり得るケースの対応について

重大事態とは、

- いじめにより生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている状態のとき
- 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという相談等があったとき

具体的には、

- |                                                                                                                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○児童生徒が自殺を企図した場合</li> <li>○身体に重大な被害を負った場合</li> <li>○金品等に重大な被害を被った場合</li> <li>○精神性の疾患を発症した場合</li> <li>○30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合</li> </ul> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## (1) 事実関係を明確にするための調査

- ・調査は「いじめに関わる情報があつたときの緊急会議」のメンバーで行います。
- ・重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告します。

発見者→担任→学年主任→生徒指導担当→教務主任→教頭→校長  
→佐倉市教育委員会→教育長→市長

教育委員会指導課（TEL：043-484-6185）

- ・重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であつたか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があつたか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にします。

（客観的な事実関係を速やかに調査します。）

- ・いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とします。

- ・重大事態発生の一報後、改めて文書により、学校内及び教育委員会に報告します  
その際、

### ① 認知に関わる報告書

### ② 調査結果に関わる報告書

### ③ 事案により事故報告書に記入をすることとします。

- ・必要に応じて警察・児童相談所等関係機関に直ちに通報するなど、連携を図ります。

## ○調査時に留意する点

- ① 調査の途中で被害児童・保護者から調査をやめてほしいという要望があつた場合は、その時点までの事実関係を整理し、再犯防止策の検討を行います。
- ② 調査結果を公表するか否かについては、被害児童・保護者の意向、公表した場合の児童への影響等を総合的に勘案して、適切に判断します。

## (2) 調査に関わるいじめを受けた児童生徒・保護者への必要な情報の提供

- ・調査の結果については、丁寧に説明します。
- ・事実関係の隠蔽や虚偽の説明は行いません。

## 8 年間計画（令和7年4月1日現在）

|      | 学校行事                                                                                                                          | いじめ問題に関する年間計画                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4 月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入学式</li> <li>・ 授業参観</li> <li>・ 保護者会</li> <li>・ PTA 総会（紙面）</li> <li>・ 地域訪問</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ SOS の出し方教育の実施</li> <li>・ 生徒指導の機能をいかした授業の展開</li> <li>・ 保護者への「いじめ対策についての説明」<br/>→ホームページでの「いじめ防止基本方針」の周知</li> <li>・ 異学年での交流活動を通しての人間関係づくり</li> <li>・ 職員研修（いじめに関わる共通理解）</li> <li>・ 定期的なアンケートの実施</li> <li>・ 生徒指導委員会・生徒指導情報交換会を実施</li> </ul> |
| 5 月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1年生を迎える会</li> <li>・ 全校遠足</li> <li>・ 一部会陸上競技会</li> </ul>                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の様子把握</li> <li>・ 学校・家庭との情報交換</li> <li>・ 児童の自己実現の場を通しての人間関係づくり</li> <li>・ 定期的なアンケートの実施</li> <li>・ 生徒指導委員会・生徒指導情報交換会を実施</li> </ul>                                                                                                     |
| 6 月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 授業参観</li> <li>・ 心肺蘇生法研修会</li> <li>・ 水泳指導開始</li> <li>・</li> </ul>                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安心安全な教育活動</li> <li>・ 教育相談月間の実施</li> <li>・ 定期的なアンケートの実施</li> <li>・ <b>いじめ対策会議の実施（進行状況の確認）</b></li> <li>・ 生徒指導委員会・生徒指導情報交換会を実施</li> </ul>                                                                                                |
| 7 月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5年自然教室</li> </ul>                                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校・家庭との情報交換</li> <li>・ 生徒指導の機能をいかした授業の展開</li> <li>・ 定期的なアンケートの実施</li> <li>・ 生徒指導委員会・生徒指導情報交換会を実施</li> <li>・ 児童の自己実現の場を通しての人間関係づくり</li> </ul>                                                                                           |
| 8 月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育ミニ集会</li> </ul>                                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校・家庭・地域の情報交換</li> <li>・ 職員研修（人権教育・特別支援教育）</li> </ul>                                                                                                                                                                                  |
| 9 月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6年修学旅行</li> </ul>                                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童の自己実現の場を通しての人間関係づくり</li> <li>・ 定期的なアンケートの実施</li> <li>・ 生徒指導委員会・生徒指導情報交換会を実施</li> </ul>                                                                                                                                               |
| 10 月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人面談</li> <li>・ 前期終業式</li> <li>・ 後期始業式</li> <li>・ 運動会</li> <li>・ 部会音楽発表会</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒指導の機能をいかした授業の展開</li> <li>・ 児童の自己実現の場を通しての人間関係づくり</li> <li>・ 定期的なアンケートの実施</li> <li>・ 生徒指導委員会・生徒指導情報交換会を実施</li> </ul>                                                                                                                  |

|       |                                                                                                         |                                                                                                                                                         |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 1 月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・山王っ子フェスティバル</li> <li>・マラソン納会</li> </ul>                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談月間の実施</li> <li>・児童の自己実現の場を通しての人間関係づくり</li> <li>・定期的なアンケートの実施</li> <li>・生徒指導委員会・生徒指導情報交換会を実施</li> </ul>      |
| 1 2 月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権集会</li> <li>・個人面談（希望）</li> </ul>                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的なアンケートの実施</li> <li>・生徒指導委員会・生徒指導情報交換会を実施</li> <li>・生徒指導の機能をいかした授業の展開</li> </ul>                              |
| 1 月   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・校内書初め展</li> <li>・なわ跳び月間</li> <li>・入学説明会</li> </ul>              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・パラスポーツ理解の授業の展開</li> <li>・生徒指導の機能をいかした授業の展開</li> <li>・定期的なアンケートの実施</li> <li>・生徒指導委員会・生徒指導情報交換会を実施</li> </ul>     |
| 2 月   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・6年生ありがとう集会</li> </ul>                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者への「いじめ対策についての説明」</li> <li>・定期的なアンケートの実施</li> <li>・生徒指導委員会・生徒指導情報交換会を実施</li> <li>・いじめ防止対策会議の実施（評価）</li> </ul> |
| 3 月   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・6年生ありがとう集会</li> <li>・卒業式</li> <li>・修了式</li> <li>・離任式</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・進級する学年の引き継ぎ情報の整理、作成</li> <li>・定期的なアンケートの実施</li> <li>・生徒指導委員会・生徒指導情報交換会を実施</li> </ul>                            |

## 9 その他

- ・年度末にいじめ問題取り組みについての評価を行います。
- ・この基本方針は、いじめ防止対策会議（年2回）において見直し改善していくこととします。